

第168回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

令和4年12月15日（木）

沖縄総合事務局

第168回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和4年12月15日（木）15時15分
場 所 沖縄総合事務局5階「海技試験室」

出席者：

公益委員 上原委員、赤嶺委員、豊川委員、大城委員
労働者委員 島仲委員
使用者委員 桃原委員、亀谷委員、角委員

沖縄総合事務局 古謝船舶船員課長、
比屋根課長補佐、池原係長

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第167回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 船員の特定最低賃金に関する改正について
4. 意見交換

○閉 会

(配付資料)

- 資料1. 第167回船員部会の議事録（案）
資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和4年11月分）
資料3. 最低賃金の審議について
資料3-2. 令和4年度 船員に係る最低賃金額の改正作業スケジュール
資料4. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会名簿
資料4-2. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（令和4年3月現在）
資料4-3. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会報告資料
資料5. 沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会名簿
資料5-2. 沖縄海上旅客運送業最低賃金（令和4年3月現在）
資料5-3. 沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会報告資料
資料6. 船員に関する特定最低賃金の改正について（船員部会報告案）

上原部会長

皆さん、それでは、ただいまから 168 回船員部会を始めさせていただきます。

まず初めに、委員の出席状況と配付資料の確認を事務局からお願ひいたします。

事務局（池原）

本日は、公益委員 4 名、労働者委員 1 名、使用者委員 3 名が出席されており、船員部会運営規則第 9 条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることを御報告させていただきます。

続きまして、今回の船員部会の配付資料を確認させていただきます。

（配付資料の確認）

上原部会長

それでは、まず初めに、前回の船員部会の議事録の承認に入らせていただきます。メールで事前に配付されておりましたけども、前回の議事録案に何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。原案のとおり承認でよろしいでしょうか。

（「異議なし」）の声

上原部会長

続いて、議事の 2 「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（比屋根補佐）

令和 4 年 1 月分の管内雇用状況等の概要について御報告いたします。

●求人状況について

新規求人数は 9 件でした。

前月に比べ 8 件現象、また、前年同月に比べ 4 件増加となっております。

月間有効求人数は 32 件でした。

前月に比べ 8 件減少、また、前年同月に比べ 16 件減少となっております。

月間有効求人数の内訳は、商船等 24 件となっております。

月末未済求人数は 38 件でした。

●求職状況について

新規求職数は 5 名でした。

前月と同数、また、前年同月と 2 名増加となっております。

新規求職数の内訳は、商船等 5 名となっております。

●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

1 1 月の新規求職者 5 名の退職理由は、自己都合が 2 名、会社都合の定年・期間満了が 2 名、海上勤務中の現職が 1 名となっております。新規求職者が所属していた会社所在地は、管外が 3 名、管内が 2 名となっております。

●求職状況について

月間有効求職数は 18 名でした。

前月と同数、また、前年同月に比べ 1 名減少となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等 18 名となっております。

月末未済求職数は 17 名でした。

●成立状況について

1 1 月の成立は 2 件でした。

●求人倍率について

1 1 月の月間有効求人倍率は、1.33 倍でした。

前月に比べ 0.45 ポイント減少、前年同月に比べ 1.02 ポイント減少となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は 5 名、支給延べ件数は 7 件です。

基本手当支給額は、1,061,137 円でした。

その他、再就職手当の支給があり、商船で、597,954 円、総支給額は 1,659,091 円でした。

以上、管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

上原部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議事の 2 番はこれにて終了させていただきまして、続いて 3 番、船員の特定最低賃金に関する改正について、審議に移りたいと思います。

本議事に関しましては、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業、沖縄海上旅客運送業の 2 業種について、最低賃金専門部会における調査・審議の結果報告、次に最低賃金の改正に関する当船員部会から沖縄地方交通審議会に報告する答申案の審議に進ませていただきます。

2 業種の専門部会は、11 月 15 日に沖縄内航鋼船運航業及び木船

運航業及び沖縄海上旅客運送業について御審議をいただき、各専門部会委員の皆様の御協力によりそれぞれ改正することが適当であるとの結論を得ております。

それぞれの最低賃金専門部会の審議結果については、これから事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

事務局（比屋根補佐）

先ほど部会長からも説明がありましたとおり、11月15日に最低賃金専門部会を開催させていただきました。

まずは内航です。資料4に記載されている委員の皆様で議論を進めていきました。その結果として、資料4-3、内航の最低賃金専門部会において、下記のとおり取りまとめられました。

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金の職員の額25万750円を25万1,750円に、ただし書の職員23万4,300円を23万5,300円に、部員19万2,150円を19万3,150円に、ただし書の海上履歴3年未満の部員18万2,850円を18万3,850円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論に至りました。

続きまして、資料5の海上旅客です。

海上旅客は、こちらの名簿に記載されている委員の皆様に調査審議を行っていただきまして、結論といたしましては、資料3-5になります。

沖縄海上旅客運送業最低賃金の改正については、下記のとおりにする。沖縄海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万7,350円を24万8,350円に、部員18万5,900円を18万6,900円に、それぞれ改正することが適当であるとの結論に至りました。

その結論に至りまして、今回、船員部会で御報告させていただきます。資料3を御覧ください。

資料中段、枠で囲われている金額の増額に至りました。最低賃金専門部会におきましては、関係資料の調査及び審議、答申内容の取りまとめを行い、最低賃金の一部改正することが適当であり、それぞれ1,000円ずつアップという結論に至りました。

本日は、その結論を基に最低賃金専門部会の調査審議の結果報告を行わせていただきます。

2業種の最低賃金専門部会の審議結果部分の報告は以上になります。

上原部会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か質問等はありますか。

2業種について1,000円ずつアップということになりましたけれども、よろしいでしょうか。

特ないようですので、審議を進めて参ります。

両専門部会の報告を踏まえまして、2業種の最低賃金の改正について、当船員部会から報告する答申案についてお諮りしたいと思います。事務局から読み上げさせていただきます。

事務局（比屋根補佐）

それでは、私から答申案を読み上げさせていただきます。

資料6になります。

船員に関する特定最低賃金の改正について、沖縄地方交通審議会船員部会は、本船員部会に付託された沖縄総合事務局長、諮問第13号、船員に関する特定最低賃金の改正について、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告いたします。

1、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員25万750円を25万1,750円に、ただし書の職員23万4,300円を23万5,300円に、部員19万2,150円を19万3,150円に、ただし書の海上履歴3年未満の部員18万2,850円を18万3,850円にそれぞれ改正することが適当である。

2、沖縄海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万7,350円を24万8,350円に、部員18万5,900円を18万6,900円に、それぞれ改正することが適当である。

報告する答申案については、以上となります。

上原部会長

今説明がありましたように、2業種の最低賃金について、それぞれ改正することが適当であるとの答申案になっております。

この答申案につきまして、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」）の声

上原部会長

御異議がありませんので、この答申案については承認の決議をいたしましたということにいたします。ありがとうございます。

以上で議事3の審議を終わります。それでは、最低賃金改正の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（比屋根補佐）

資料3-2で説明させていただきます。

スケジュール表の黄色で囲われている部分が本日となります。

沖縄地方交通審議会運営規則第8条第2項の規定により「部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる」となっております。

ただいま決議をいただきましたので、本日付で沖縄地方交通審議会会長へ報告し会長同意を得て、沖縄地方交通審議会会長から沖縄総合事務局長へ答申がなされます。

その後、沖縄総合事務局長は、答申要旨の官報公示を行います。関係者は公示のあった日から15日以内に異議を申し出ることができます。

異議がなければ、最低賃金改正決定に関する官報公示を行い、公示の日から起算して30日を経過した日から効力が発生するということになります。

今現時点では、黄色枠の上、船員部会へ調査審議結果報告が終わりまして、これから地交審の決議、地交審会長から局長への答申という流れになります。

今年中に国交省に意見要旨の公示を依頼する形になりますので、官報に掲載されるのが1月中旬頃かと思われます。

ここから何も問題がなければ最終的に2月上旬から中旬頃に最終決定の公示をさせていただいて、3月下旬頃には効力が発生するという流れになるのではないかと考えております。

スケジュールは、以上になります。

上原部会長

それでは、ただいまのスケジュールについて何か質問とかありますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、このスケジュールで進めていきたいと思います。

続いて、議事4番の意見交換についてとありますが、何か意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

豊川委員

資料2、ページの8ページの比較の表ですが、月間有効求人数のグラフで、11月の26より10月の11が上に上がっていますので、その下の月間有効求職数の9月のグラフも含めてグラフがおかしいので修正いただきたいと思います。

月間有効求人数のグラフに関しては、他のデータが入っていると思いますので、確認お願ひします。

事務局（池原）

了解しました。

上原部会長

そのほか何か意見がある方いらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事は全て終わりましたので、続いて事務局から何か連絡事項があればよろしくお願ひいたします。

事務局（池原）

1月の船員部会について御連絡します。

1月の船員部会は、1月19日の木曜日、こちらの5階海技試験室で11時より開催します。後日、改めて案内の文書を送付いたします。出席できない場合は、事前に事務局まで御連絡をお願いします。

また、今回の議事録案は後日、メールで照会させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

上原部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

ありがとうございました。